

「空き家リノベーションコンテスト 2026」審査基準(ベストプラクティス部門)

1次審査(書類審査)

【応募要件の審査】

- ・ 応募要件の審査に先立ち、事務局は、応募者の同意が得られる範囲において、現地を直接訪問し、優秀作品に選定することについて重大な問題(応募書類と現物の明らかな相違等)がないかどうかを確認し、審査委員会に報告を行う。
- ・ 募集要項「2 応募資格」「3 応募要件」を満たさないものについては失格とする。
- ・ 募集要項の規定、禁止事項に抵触するものについては失格とする。

【応募要件】

次の(1)から(5)までの要件を全て満たしている建築物のリノベーションが対象となります。

- (1) 空き家(一棟全体が空き家)を改修したものであること。
- (2) 都内に所在する建築物であること。
- (3) 応募に当たって、建築物の所有者の同意を得ていること。
- (4) 応募物件が改修後において、その当時の建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)その他関係法令に適合した建築物であること。ただし、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受ける建物にあつては、建築物の安全性を高めるための十分な対策を講じること。
- (5) 昭和 56 年6月1日以降に着工した建築物であること。ただし、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第 123 号)の規定に適合するものはこの限りでない。

【取組概要書の審査】

- ・ 審査項目(下記)に基づき、各委員が各応募作品について採点を行う。
- ・ 以下の審査項目を 5 段階により評価し、配点を掛けて合計点を算出する。(100 点満点)
- ・ 採点の合計点により、最終審査出場者4作品程度を選定する。

【審査項目】

評価項目	判断基準	配点	5段階での評価
1 活用目的	・人口減など時代の変化や地域のニーズ等を踏まえた、まちや社会に付加価値をもたらすものとなっている。 等	30	5・4・3・2・1
2 デザイン性・機能性	・空き家をより効果的に活用する機能上の工夫がなされている。 ・物件の特徴を生かすなど、魅力的なデザインとする工夫がなされている。 ・リユース、リサイクルなど長く大切に使う工夫がされている。 等	30	5・4・3・2・1
3 周辺とのかかわり	・まちの景観形成・地域交流・にぎわいの創出・環境配慮など、地域特性や周辺との調和に配慮されている。 ・立地の特性を活かした効果的な活用方法である。 等	20	5・4・3・2・1
4 波及性・先導性等	・①～③の項目では評価できない優れた特徴がある。 ・「事業上の創意工夫・ノウハウが他の事業者の参考となる。」 「事業性を確保するための工夫がされている。」 など、空き家活用の好事例として波及効果が期待できる。 ・コンセプトやプレゼンテーションにおける熱意、構想、説得力等が優れている。 等	20	5・4・3・2・1
合計		100	

最終審査(公開審査)

- ・ 1次審査により最終審査出場者となった作品について、プレゼンテーションによる最終審査を実施する。
- ・ 各委員は応募者によるプレゼンテーション及び質疑応答の内容を踏まえ、審査項目に基づき、再度採点を実施する。
- ・ 採点の合計点が最も優れた順に最優秀作品、優秀作品を選定する。

優秀賞等の決定

- ・ 都は、審査委員会の選定結果を踏まえ、最優秀賞、優秀賞を決定する。